



第6条（その他の約定）

本契約に定めのない事項に関しては、基本契約の定めに従うものとし、本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙信義誠実に協議し処理解決するものとする。

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

20××年 月 日

甲：

乙：

